

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額
(平成24年4月分～)

(山口県)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額	健康保険料			
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
			3月まで	4月から	3月まで	4月から
等級	月額		9.54%	10.03%	11.05%	11.58%
1	58,000	円以上 ～ 円未満 63,000	5,533円	5,817円	6,409円	6,716円
2	68,000	63,000 ～ 73,000	6,487円	6,820円	7,514円	7,874円
3	78,000	73,000 ～ 83,000	7,441円	7,823円	8,619円	9,032円
4	88,000	83,000 ～ 93,000	8,395円	8,826円	9,724円	10,190円
5	98,000	93,000 ～ 101,000	9,349円	9,829円	10,829円	11,348円
6	104,000	101,000 ～ 107,000	9,921円	10,431円	11,492円	12,043円
7	110,000	107,000 ～ 114,000	10,494円	11,033円	12,155円	12,738円
8	118,000	114,000 ～ 122,000	11,257円	11,835円	13,039円	13,664円
9	126,000	122,000 ～ 130,000	12,020円	12,637円	13,923円	14,590円
10	134,000	130,000 ～ 138,000	12,783円	13,440円	14,807円	15,517円
11	142,000	138,000 ～ 146,000	13,546円	14,242円	15,691円	16,443円
12	150,000	146,000 ～ 155,000	14,310円	15,045円	16,575円	17,370円
13	160,000	155,000 ～ 165,000	15,264円	16,048円	17,680円	18,528円
14	170,000	165,000 ～ 175,000	16,218円	17,051円	18,785円	19,686円
15	180,000	175,000 ～ 185,000	17,172円	18,054円	19,890円	20,844円
16	190,000	185,000 ～ 195,000	18,126円	19,057円	20,995円	22,002円
17	200,000	195,000 ～ 210,000	19,080円	20,060円	22,100円	23,160円
18	220,000	210,000 ～ 230,000	20,988円	22,066円	24,310円	25,476円
19	240,000	230,000 ～ 250,000	22,896円	24,072円	26,520円	27,792円
20	260,000	250,000 ～ 270,000	24,804円	26,078円	28,730円	30,108円
21	280,000	270,000 ～	26,712円	28,084円	30,940円	32,424円

※平成24年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

※介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.03%)に介護保険料率(1.55%) が加わります。

※健康保険料率のうち、6.02%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

＜＜保険料の納付方法について＞＞

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

- ◇ 口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。
- ◇ 前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～